

相談(令和3年1月)

※新型コロナウイルス感染症対策により、各イベント・各施設が中止・休業となる場合があります。

種別	日	時間	場所	問い合わせ
行政相談	4日(月)	午前9時～正午	高梁市コミュニティプラザ	岡山行政監視行政相談センター ☎086(224)1100
	7日(木)		有漢保健センター	
			たいこまるプラザ	
なやみごと相談	5日(火)	午前9時～正午	市役所3階研修室	岡山地方方法務局高梁支局 ☎(22)2318
	7日(木)		たいこまるプラザ	
法律相談(要予約)	13日(水)	午後1時～4時	市役所4階会議室2・4	市民課☎(21)0254
司法書士相談	8日(金)	午前10時～正午	有漢保健センター	岡山県司法書士会倉敷支部高梁地区 ☎(22)7906
	13日(水)		備中総合センター	
	13日(水)	午後1時～4時	ポルカプラザ(ポルカ1階)	

種別	日	時間	場所	問い合わせ
高梁税務署面接相談(要予約)	8日(金)・18日(月) ※相続・贈与に関する相談は8日のみ	午前9時～午後4時	高梁税務署	高梁税務署☎(22)2546

子どもの健診(令和3年1月)

種別	対象(生年月)	日	時間	場所	問い合わせ
乳児健康診査	令和2年4月・9月	13日(水)	午後0時30分～1時30分(受付)	市役所2階保健センター	健康づくり課 ☎(21)0228
	令和2年3月～4月、8月～9月	22日(金)		成羽福祉センター	
1歳6カ月児健康診査	令和元年6月～7月	20日(水)	市役所2階保健センター		
		22日(金)	成羽福祉センター		
2歳6カ月児健康診査	平成30年6月～7月	21日(木)	市役所2階保健センター		

子育て支援・健康相談(令和3年1月) ※全て予約が必要です

種別	日	時間	場所	問い合わせ
ゆう・ゆうタイム 「鬼のお面を作って鬼は外」	29日(金)	①午前9時30分～10時15分 ②午前10時45分～11時30分 ③午後1時30分～2時15分	子育て支援センター	子育て支援センター 「ゆう・ゆうひろば」 ☎(22)2450 こども未来課 ☎(21)0288
ゆう・ゆう講座(親プロ) 「入園までに応援できること」	19日(火)	①午前9時30分～10時30分 ②午前10時45分～11時45分		
赤ちゃんタイム	15日(金)	午前10時～正午		
家庭相談	14日(木)・19日(火)	午前10時～午後4時		
なりわで「ゆう・ゆう」	13日・20日・27日 (全て水曜日)	①午前9時30分～11時30分 ②午後1時～3時	成羽こども園 子育て支援室	
ちびっこ広場	21日(木)	午前10時～11時30分	成羽文化センター別館 (旧成羽文化センター)	成羽地域局 ☎(42)3213
育児相談・プレママ相談	27日(水)	午前10時～11時(受付)	市役所2階保健センター	健康づくり課 ☎(21)0228
病態栄養相談	14日(木)	午前10時～11時	備北保健所	備北保健所 ☎(21)2835
思春期・ひきこもり相談	15日(金)	午後2時～4時		
精神保健福祉相談	6日(水)	午後2時30分～4時30分		
エイズ・感染症検査 B・C型肝炎検査 骨髄ドナー検査	26日(火)	午後1時～2時		備北保健所 ☎(21)2836

年金の源泉徴収票を
順次発送

老齢・退職を支給事由とする年金を受給している人へ、令和2年2月支払い分・12月支払い分(令和3年1月に支払いがあった人は1月支払い分まで)の金額を記載した源泉徴収票を、令和3年1月中旬ごろから順次発送します。(到着まで10日間程度かかる場合があります)

なお、令和2年分の源泉徴収票の再交付は、令和3年1月上旬から申請の受け付けを行います。源泉徴収票は確定申告をする際に必要です。で大切に保管してください。

※障害年金や遺族年金は非課税所得であるため、源泉徴収票は送付していません。



償却資産は申告が必要です

償却資産とは、個人あるいは法人で事業を営んでいる人が事業のために使用している構築物、機械、器具などのことで、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。償却資産所有者は、令和3年1月

1日(金)現在における資産の状況などを令和3年2月1日(月)までに各市町村へ申告する必要があります。

償却資産申告書は、前年度申告をした人や異動届を提出した法人などへ12月中旬に送付します。

また、個人で10キロワット以上の太陽光発電設備を設置し売電する場合も、事業用の資産として申告する必要があります。その他、新たに申告義務が生じたときなどは、税務課へ連絡してください。

詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。なるか、税務課へお問い合わせください。

☎(21)0216



農地転用には許可が必要です

農地転用とは、田畑などの農地を、住宅用地や駐車場など耕作目的以外の用途に変更することです。

転用する場合は事前に農地法に基づく許可を受ける必要があります。許可を受けずに農地を転用すると農地法違反で罰則が適用される場合もあります。

なお、転用する農地が農業振興地域内の農用地区域に指定されている

場合は、転用許可申請を行う前に農用地区域からの除外手続きが必要となりますので、事前に農林課へお問い合わせください。

申請方法 毎月20日(閉庁日)の場合は翌開庁日までに農業委員会事務局、または各地域局へ申請してください。

☎(21)0223

鳥獣被害防止対策研修会

有害鳥獣による農作物などの被害が市内で深刻な問題となつています。被害を防ぐために、研修会を開催します。

日時 令和3年1月26日(火)午後3時～午後4時30分

場所 川面地域市民センター

内容 野猿を中心とした加害鳥獣の生態や対策を学ぶ

その他 参加を希望する人は有害鳥獣対策室へ申し込みの上、マスクを着用して出席してください。参加希望者が多数の場合は混雑を避けるためお断りする場合があります。

☎(21)1190

市長室から一こんにちは

来年の干支は「辛丑」。辛は「金」、丑は「水」を意味するとされ、この金と水は五行で言う隣同士の「相生」という良い組み合わせです。平穏な年になるようにと願い昨年このコーナーで申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症一色の一年となりました。改めて、お亡くなりになった方に心からのお悔やみと、治療を受けておられる方々の1日も早いご快癒をお祈りいたします。また来年こそは明るい話題の多い1年になることを願っています。

さて、伯備線で運行された夜行列車「WEST EXPRESS 銀河」は、9月から11月までの期間で備中高梁駅に20回停車し、約800人の方が停車中に開催したおもてなしイベントに参加してくださいました。ありがとうございました。ありがとうございました。運行は11月末で一旦終了しましたが、JR西日本には第2弾となる運行を全力でお願いしているところです。皆さんも応援をよろしくお願いいたします。

近藤隆則